

# 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店審査委員会 要綱

営 業 課

(設置)

第1条 呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店の適正な資格審査を行うとともに、給水装置又は排水設備等に係る違反行為に対する処分の公平を期するため、呉市指定給水装置工事事業者及び呉市排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号。以下「条例」という。）第42条に規定する給水装置の基準違反に対する措置に関する事。
- (2) 条例第45条各号に規定する給水の停止に関する事のうち、次に掲げる理由による給水の停止に関する事。
  - ア 条例第11条に規定する工事費又は条例第39条に規定する手数料を指定期限内に納入しないとき（第1号関係）。
  - イ 条例第41条に規定する検査を拒み、又は妨げたとき（第2号関係）。
  - ウ 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設に連絡した使用者に対して警告を発しても、なお、これを改めないとき（第3号関係）。
- (3) 呉市指定給水装置工事事業者規程（平成10年呉市水道局規程第3号）第7条に規定する指定の取消し又は第8条に規定する指定の効力の停止に関する事。ただし、その違反が軽微であり、管理者の権限を行う呉市長（以下「管理者」という。）が別に定めるものは、この限りでない。
- (4) 呉市排水設備指定工事店規程（平成25年呉市上下水道局規程第16号）第10条に規定する指定の取消し又は第10条の2に規定する指定の効力の停止に関する事。ただし、その違反が軽微であり、管理者が別に定めるものは、この限りでない。
- (5) その他管理者が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 局長
- (2) 経営総務部長
- (3) 経営総務部副部長
- (4) 営業課長

2 委員会の委員長は、局長をもって充て、副委員長は、経営総務部長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員会は、会務を掌理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を

代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

4 委員会は、審議のため必要があるときは、本人の弁明を聞き、又は関係者の説明を求めることができる。

5 委員会は、文書の持ち回りによって会議に代えることができる。

(実態調査)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員長の指名する委員又は関係職員により、必要な調査をすることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会で審議された事項については、その内容を他に漏らしてはならない。

(処分基準等)

第8条 第2条第3号及び第4号に掲げる指定の取消し又は指定の効力の停止の基準等については、管理者が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、営業課において処理する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

2 呉市指定給水装置工事事業者等処分審査委員会設置要綱（平成11年8月25日実施）は廃止する。

3 呉市排水設備指定工事店の資格及び違反行為審査委員会要綱（平成11年1月1日実施）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。